

ご存じですか？ 成年後見制度

成年後見制度とは、認知症、知的障がいや精神障がいなどで判断能力が不十分な方の権利や日常生活を守る制度です。判断能力が低下すると、預貯金や不動産などの管理、介護サービスや施設入所などに関する契約が難しくなったり、悪徳商法などの被害にあう恐れもあります。日常生活や将来の暮らしに不安があるときは、成年後見制度の利用を考えてみましょう。

※こんなときは、成年後見制度をご利用ください※

お金の管理ができなくなった

- ・通帳や印鑑の置き場所がわからなくなった
- ・お金の支払いのことが理解できなくなった
- ・金融機関での手続きができなくなった

成年後見制度を利用していれば後見人等が預貯金や年金などの財産管理を行います。

本人がよくわからないまま契約をしてしまう

- ・訪問販売などで必要のない契約をしてしまった
- ・契約内容がよくわからないまま、契約書にサインしてしまったときも成年後見制度を利用していれば、本人が結んだ契約を取り消すことができます。

施設や介護サービスの手続きができなくなった

- ・施設や介護サービスをどのように選んで契約したらよいかわからない

成年後見人等は本人の希望を聞きながら、介護事業者との契約や手続きを行います。契約が結ばれたあと、サービスがきちんと受けられているかの確認など、本人の権利を守ります。

将来の財産管理などが不安

- ・一人暮らしなので将来の財産管理が心配になった
- ・将来、認知症になったり、病気で倒れたときに介護に関することなどの手続きを誰かに頼みたい
- ・判断能力が十分のうちにあらかじめ信頼できる人と契約を交わし、判断能力が不十分になったあとに、その人に財産管理などを任せる任意後見制度もあります。

成年後見制度には、法定後見制度と任意後見制度があります。

法定後見制度～判断能力が不十分な方のために、家庭裁判所が支援してくれる人を選任します。砂川市にお住まいの方は、札幌家庭裁判所滝川支部(滝川市大町1丁目6)へ申し立てが必要です。

◎法定後見制度のしくみ

判断能力が全くない方には

成年後見人

本人の財産を管理するほか、本人に代わって契約を交わしたり、本人が交わした不利益な契約を取り消すことができます。

判断能力が著しく不十分な方には

保佐人

金銭の貸し借りや不動産の売買など一定の重要な財産行為については、保佐人の同意が必要になり、同意を得ずに交わした契約は取り消すことができます。

判断能力が不十分な方には

補助人

家庭裁判所で定められた範囲に関して、契約の代理や取り消しなどを行います。

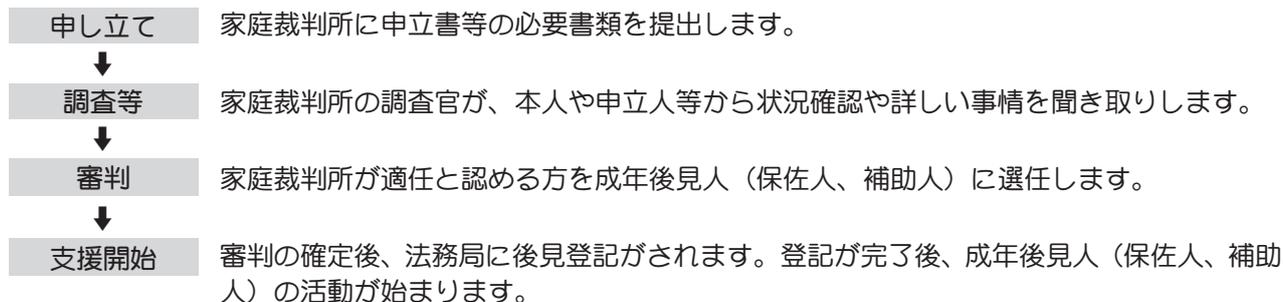
申し立てができる人は？

本人、配偶者、4親等内の親族、検察官、市長など

誰が成年後見人等になるの？

親族(配偶者、子、親、兄弟姉妹など)、弁護士、司法書士、行政書士、税理士、社会福祉士、精神保健福祉士、市民後見人、NPO法人など

◎法定後見制度の手続きの流れ



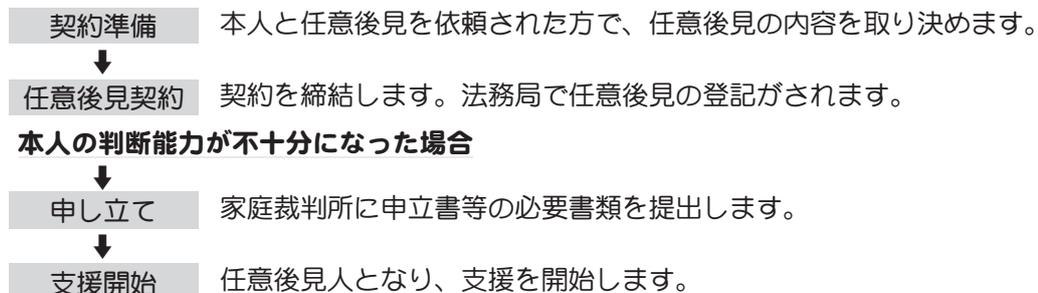
市民後見人とは

成年後見制度に関する研修を受け、一定の知識を身につけた一般市民が家庭裁判所に選任され、成年後見人（保佐人、補助人）として活動する人を総称して市民後見人と呼びます。市民という立場を生かした身近なところで後見活動を行います。

市では、昨年度市民後見人養成研修を開催し、20人の市民の方が研修を修了しています。

任意後見制度～将来、判断能力が不十分となったときに備えて、誰にどのような支援をしてほしいか、あらかじめ契約により決めておくものです。公証役場で内容について書面（公正証書）を作成することになります。砂川市にお住まいの方は、滝川公証役場（滝川市大町1丁目8）で手続きが必要です。

◎任意後見制度の手続きの流れ



●全国の成年後見関係申し立て件数

年次	件数
平成21年	27,397
平成22年	30,079
平成23年	31,402
平成24年	34,689
平成25年	34,548

資料：成年後見関係事件の概況

●全国の成年後見制度の利用者数

基準日	件数
平成22年12月末日現在	140,309
平成23年12月末日現在	153,314
平成24年12月末日現在	166,289
平成25年12月末日現在	176,564

資料：成年後見関係事件の概況

◎成年後見制度の砂川市長申し立て

成年後見制度の利用が必要と思われる方に申し立てを行う親族がいない場合、市長が申立人となり家庭裁判所に申し立てを行います。

●砂川市の市長申し立て件数

年度	件数
平成24年度	1
平成25年度	2
平成26年度	1

※平成26年度は12月末日現在

◎NPO法人が活動しています

- ・名称 NPO法人中空知成年後見センター
- ・設立日 平成25年4月3日
- ・主な活動 成年後見制度に関する相談
家庭裁判所から成年後見人として選任を受け、法人による後見活動を実施
成年後見制度に関する講座や勉強会を年10回程度開催 など
- ・活動区域 中空知地区
- ・その他 会員随時募集



●相談窓口

高齢者支援係 ☎ 2 1 2 1

ささえあいセンター（地域包括支援センター） ☎ 3 0 7 7（西6条北5丁目1-15）

NPO法人中空知成年後見センター ☎ 5 6 6 1（空知太西4条5丁目1-13）